

令和5年度 第11回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第11回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年2月7日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 報告第2号 利用状況調査に係る非農地判断の取消について
日程第4 報告第3号 （追加提案）農地台帳登載申請の取下願について
日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
議案第5号 農地台帳登載申請について（取下げ）
日程第9 議案第6号 非農地判断について

出席委員（19名）

- | | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 窪田 齊 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 |
| 5 押条和司朗 | 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 |
| 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 |
| 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

- | | | | |
|---------|--------|--------|--------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石川 茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 |
| 5 高橋忠明 | 6 佐藤保之 | 7 宇高 勉 | 8 鎌倉静夫 |

9 竹本正行 10 喜井仁志 11 村上紘一 13 紀井正明
14 受川清男 15 三好昇 17 鈴木一郎 18 伊藤浩一
19 萩尾博 20 高橋秀典 21 越智寧 22 近藤良啓
23 河村嘉男 24 竹内正篤 25 鈴木敏也

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

12 石川 繁 16 合田篤夫

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅栄一 係 長 武村美保
主 任 金子愛弓 専 門 員 藤原貴仁

第11回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和6年2月7日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、19名であります。

議長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の

12番 石川 委員

16番 合田 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

5番 押条 委員、6番 尾崎 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい

て、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年12月27日解約。

番号2の案件については、令和6年1月15日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 日程第3、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、報告第2号、「利用状況調査に係る非農地判断の取消」につい
て、報告いたします。

番号1の案件については、第9回総会にて「非農地判断」の承認を受けた農
地の所有者から、農地として利用している旨の申出があり、再度現地確認を
おこなった結果、耕作されている状況であったため、非農地通知を回収し、
農地台帳に再度登載するものです。

以上、報告します。

議 長 日程第4、報告第3号、「農地台帳登載申請の取下願」について、を議題とい
たします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第3号、「農地台帳登載申請の取下願」について、報告いたし
ます。お手元に配布しております、議案書（追加提案分）の1ページをご覧
ください。

本日、審議予定となっておりました、議案第5号「農地台帳登載申請」番号
1につきましても、申請人の都合により「取下願」が提出されましたので、
報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第5、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい

て、を議題といたします。

議 長 議案の説明の前に、番号1については、申請後、渡人が死亡されたとの情報がありましたので、今回は保留とさせていただきます。

それでは、議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲と里芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲と里芋の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲と里芋の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号2番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、番号2から4、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号の番号2から4は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第6、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は3件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、土木工事業等を営む法人ですが、資材置場が不足しているため、申請地を譲り受け、資材置場を建設するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は宅地造成業を営む法人ですが、同地域で住宅需要が多いことから、閑静な住宅地に接続し、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は自動車販売業を営む法人ですが、近年、多種多様な車の需要が増加していることや企業力の強化を見据え、店舗に隣接する申請地を借り受けての露天車両展示場建設で、申請地は第3種農地であり、

転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第2号、「農地法第5条第1項の許可申請」番

号3の関連案件です。当初計画者が令和4年7月に2区画の特定建築条件付分譲宅地造成として農地転用の許可を受け、所有権を移転し、事業計画に沿って工事を進め、宅地造成工事を行っていましたが、余儀ない事由により、転用目的が達成されないままでした。今回、関連申請地において露天車両展示場建設を検討したところ、進入路が必要なため、承継者の要望により、進入路として申請地を譲り渡すための事業計画変更です。なお、当初計画の特定建築条件付土地（2区画）のうち1区画は建築工事が終了しているため、既に分筆が完了しており、残りの1区画分の面積の変更となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 金子 主任

金子 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の賃貸借です。

番号2の案件については、5年間の賃貸借です。

番号3の案件については、1年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5から13の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番から13番の再設定について質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号2については、越智委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、越智委員の退席を求めます。

（越智 委員退席）

議長 議案第4号中、番号2、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、番号2は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 越智委員の入室を許可いたします。

（越智 委員 入室・着席）

議長 越智委員に報告します。越智委員関連案件の番号2については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 続きまして、番号3については、宇高委員の関連案件でありますので、宇高委員の退席を求めます。

（宇高 委員退席）

議長 議案第4号中、番号3について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、番号3は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 宇高委員の入室を許可いたします。

（宇高 委員 入室・着席）

議長 宇高委員に報告します。宇高委員関連案件の番号3については「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 次に、番号9については、則友委員の関連案件でありますので、則友委員の退席を求めます。

（則友 委員退席）

議 長 議案第4号中、番号9について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、番号9は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 則友委員の入室を許可いたします。

(則友 委員 入室・着席)

議 長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号9については「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第4号中、番号2番、3番、9番以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第9、議案第6号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件については、登記地目が山林であり、現況も山林化している旨、申請者より申出があり、地元農業委員、推進委員とともに現地確認を行いました。

番号2の案件については、狭小地であるため農地として利用できない旨、申請者より申出があり、地元農業委員、推進委員とともに現地確認を行いました。

番号3の案件については、登記地目が山林であり、現況が傾斜地で山林化し

ている旨、申請者より申出があり、地元農業委員、推進委員とともに現地確認を行いました。

今回、「非農地」と判断された申出地について承認をいただけましたら、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 1月18日に現地確認をおこないました。申出地は山林化しており、農地に復元することが著しく困難であり、登記地目も山林のため「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 番号2番

委員 1月18日に現地確認をおこないました。申出地は傾斜のある狭小地で、「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 番号3番

委員 1月17日に地元農業委員とともに現地確認をおこないました。申出地は川の土手のような場所で、非常に傾斜があり、既に山林化しております。進入路もなく農機具を入れられるような場所も全くありません。農地に復元することは著しく困難であり、登記地目も山林のため「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員あります。よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (委員より地域の転用計画について報告)

議長 他にありませんか。

委員 耕作放棄地にかかる害虫の発生や種子の飛散等、早急な対応が必要なケースでも、土地所有者が遠方にいるなど、連絡がなかなか取れない場合があり、対応を考えておく必要があるのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

三宅 ご提案ありがとうございます。耕作放棄地に関する苦情が寄せられた際には、土地所有者に適正管理のお願い文書を送付しておりますが、相続などで農地を取得した所有者が遠方にいる場合など、すぐに対応するのは難しいケースがあります。対策については、今後も検討していきたいと思っております。

局長 耕作放棄地については、12月議会において三宅議員より質問があり、市長答弁の中で、農業振興条例の実践の観点から対策を進めたいとの回答がありました。今後の検討課題としていきたいと思っております。

委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

委員 「非農地判断」について、台帳が「山林」のものも農業委員会で非農地判断しないとイケないのですか。

三宅 台帳が「山林」のものについては、元々農地として農地台帳に登載されていたものが、国土調査の時点で「山林」と見なされ、地目変更されたものの、

果樹等の耕作状況が確認されたなどの理由から、農地台帳に残っている場合があり、非農地判断が必要となります。

委員 ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

委員 「特になし。」との声

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 押 奈 和 司 朗

委 員 尾 崎 之 隆